

自立支援教育訓練補助金について

ひとり親家庭の父母が受講する教育訓練が、適職に就くために必要であると認められた場合、修了後に受講料の60%を支給します。ただし、条件があります（下記参照）。**支給を希望する場合は、受講を開始する前に必ずご相談ください。**

補助金の対象者

次のいずれにも該当している人が対象です。

- ① 市内に住所があるひとり親家庭の親
- ② 母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている人
- ③ 資格を活かして就労する意思のある人
- ④ 補助金を受けたことのない人

対象講座

雇用保険法の規定による「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座のうち、就労に結びつく可能性が高いと認められる講座。※指定講座は、『厚生労働大臣指定教育訓練講座』<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>でハローワーク、インターネットから検索できます。

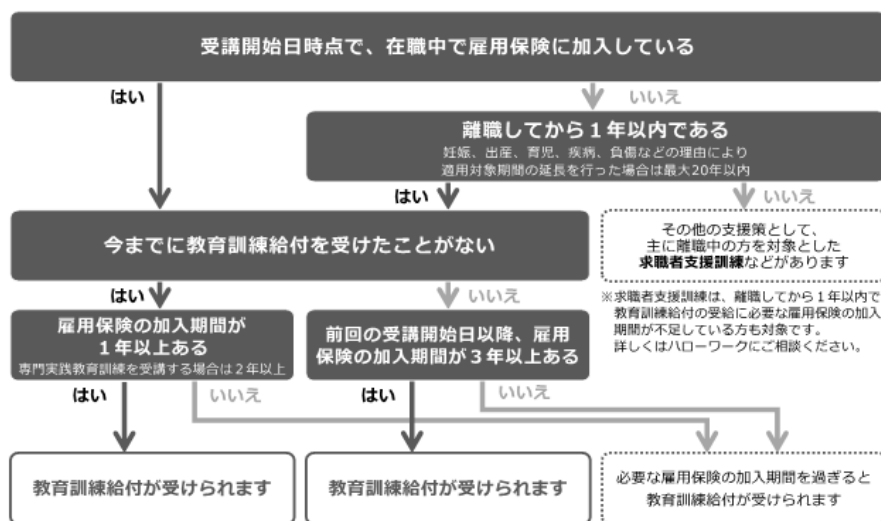
補助額

受講料の6割相当額。ただし、その額が1万2千円以下の場合は支給されません。

「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」の指定講座・・・上限20万円

「専門実践教育訓練給付金」の指定講座・・・上限160万円（修業年数(最大4年)×40万円）

※なお、雇用保険の教育訓練給付金制度を受給できる方は、受給金額を差し引いて補助金を交付します。教育訓練給付を受けるには条件がありますので、詳しくはハローワークにお問い合わせ下さい。



※ただし、平成26年10月1日以降に教育訓練給付の支給を受けている場合、前回の支給日から今回の受講開始日まで3年以上経過している必要があります。

手続き

受講開始前のみ申請ができます。受講したい講座がありましたら早めにご相談ください。

●講座指定申請…必ず受講開始する前に下記のものを持参し来所ください。

- ・受講内容や受講料等がわかるもの（学校のパンフレット等）
- ・（ハローワークからもらった場合）雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

申請が認定されましたら通知を送付いたします。

●給付金支給申請…対象講座受講修了後 30 日以内に支給申請をしてください。

届出口座にお振込みいたします。

注意事項

次のような場合は支給されませんのでご注意ください。

- ・ひとり親家庭ではなくなった（児童扶養手当の受給要件に該当しなくなった。）。
- ・過去に当事業の利用がある。
- ・交付申請するのが、講座終了後 1 か月を過ぎてしまった。
- ・ハローワークで 60%以上の給付を受けた。

※この資料に記載の事柄は令和 7 年 4 月時点の法令等に基づき作成しております。
制度内容は随時見直しされる可能性がありますので、ご注意ください。

彦根市こども若者支援課
〒522-0041
彦根市平田町 670 番地
TEL：0749-49-2251